

会社法の論点解説(二)

早稻田大学大学院法務研究科教授・弁護士

稻葉威雄

I はじめに	II 立法過程に関する問題	III 会社法の理念と体系
一般私法の一環としての会社法	一 社会生活を規律する道具としての会社法	一 会社法の理念と体系
一 立法の基本	二 理念の整理と体系化	二 会社類型の整理（その一）— 株式会社への統合
立法過程に関する問題	二 規制緩和の意味	三 株式会社の特質
二 そのためのシステム—法制審議会と意見照会	三 歴史の重み	四 会社類型の整理（その二）— 持分会社という区分
そのためのシステム—法制審議会と意見照会	歴史の重み	持分会社という区分
三 歴史の重み	四 拙速の立法	五 手続（多角的検討）の重要性
歴史の重み	拙速の立法	手續（多角的検討）の重要性
四 拙速の立法	五 手續（多角的検討）の重要性	六 法務省令の制定過程—会社計算規則の意味
拙速の立法	手續（多角的検討）の重要性	法務省令の制定過程—会社計算規則の意味
五 手續（多角的検討）の重要性	六 法務省令の制定過程—会社計算規則の意味	（以上本号）
手續（多角的検討）の重要性	法務省令の制定過程—会社計算規則の意味	（以上本号）

会社法は、会社法制の現代化を目指した法律であるとされる。現代化とは、社会経済情勢の変化に応じて、現代の社会的要請に対応できなくなっている制度を見直し、これに的確に対応できる制度に改めること（もちろん新しい制度の導入も含まれる）である。

しかしながら、たとえ会社制度の具体的なあり方の枠組みについて大きな変更がされるとしても、会社法

自体の基本的な趣旨・目的は、変わらはずはない（経済社会の基盤たる性格は、前からあつた。その意味の認識がこれまで十分でなかつただけである。この認識の変化が、会社法の basic 理念自体に変化をもたらすものではない）。

会社法の法域は、前述のとおり、経済社会の法的な基盤である企業形態としての会社に関する法制である。そこで、基本的に認識（確認）しておく必要があるのは、法律の基本的な目的や趣旨である。最近の多くの法律では、法律の趣旨や目的が定められている。比較的会社法に近い性格をもつ法律としての金融商品

取引法（証券取引法）一条では、国民経済の健全な発展および投資者の保護に資することを最終的な目的としている。ここでは、「公正」という語が二度にわたって使われていることに注目すべきである。

およそ、法は、公正なルール（法の定め）による支配によつて、力による支配を駆逐しようとするものと考えるべきである。経済的に優位にある者が決定的に得をするとか、する者が得をするとかの事態が、力の支配の典型であるが、既成事実を盾に押し切ろうとするのも、事実上の力である（力関係が影響することは、人間社会の常としてある程度はやむを得ないことは認識すべきだが、それをルールで制御する意思が必要である）。この法について的一般的・基本的な理念を忘れてはならない。

会社法にも、趣旨規定はあるが、多くの基本法と同様、ここで考へるべき意味での実質的な目的や趣旨を定めたものではない（民事訴訟法一条の趣旨規定と破産法一条の目的規定とを対比してみよ）。基本法の趣旨自体は、自明ともいえる。これに対し、その目的は、広範・多様であつて、簡単には言い尽くせないも

のである。

しかしあえていえば、会社法の目的是、私見では、会社をめぐつて生ずべき利害関係を状況に応じて適切に（公正に）調整しつつ、その當利益法人としての目的の根幹である効率性を、健全な形で發揮させる「会社という組織」に関する法制度を整備することにある。そこに会社法制度が経済社会の重要な基盤である理由がある。

効率性は、企業の国際的競争力を確保するための基礎条件である。株式会社制度のもつ効率性が、その世界的な普及の原動力であることは疑いがない。しかし、それは公正性・健全性を前提とするものでなければならぬ。

つまりは、その制度の運用において、理非を問わず、力が強い者が勝つとか、ずるい者が得をするとかいふことにならぬことが必要である。理非を明らかにした上で、合理的なルールに従つた利害調整が行われるべきである。権利（利益）と責任・負担（不利益）との均衡も、公

かりやすい制定法たる会社法の基本である。そして、法の定める制度の利用に当たり、分かりやすいことは、法が、社会生活のルール・道具として機能するための基礎である。そのためには、まず、規制対象についての考え方を整理されている必要がある（会社法の制定には、近時の多くの改正を統一的に見直して整合する目的もあった）。

もつとも、利益の追求（効率性の追求）は、経営人の本能であると考えられる（経営の自由度を高めることが、効率性向上のために有効と考えられるゆえんである）。その本能への信頼は、会社の利益の向上が、株主や経営者といった関係者自らの利益向上につながるのが通例だといふことにならぬことが必要である。

株主等の会社の社員（社団としての会社の構成員を意味し、従業員の意味ではない）の行動原理も、基本的に自己の利益の追求と考えられる。その利益（株主間にも対立がある）と会社の利益とは、常に一致するのかどうかが、問われなければならない。シチュエーションによつて、それが一致しないことが起こり得るはずである（会社が食い物にされる危険）。

所有と経営の分離が起ると、経営者は、会社の利益より自らの利益を優先させる事態が生ずることも予想される。健全性（公正性）確保のための歯止めは、どの程度までどの方法であるのが適当か、が最も重要な課題である。

会社という社会的存在としての組織（それは、日本のみならず場合によつて全世界の社会のすべての構成員に直接間接に大きな影響を及ぼす存在であることも稀ではない）をどう制御することが、社会的に妥当な結果を生むことになるのかという観点が不可欠である。欧米とも、中国等の近隣諸国とも違つた、日本の文化の中での企業のための制度であるという観点も見逃せない。

しかしながら、会社法は、このような認識に関連する検討・整理が極めて不十分であるというほかない（角を矯めて牛を殺す愚を冒してはならないが、逆に暴れ牛を暴れるままにしておいてよいわけではない）。その調和点について論議を尽くす必要があるので、それがされていない。

少なくとも、他人に根拠のない不利益を与えて、自らの利益（効率性）を追及することは、許されては

ならない。そのような事態が起ころないかどうかの検証は、欠かせない。会社法のもつ、その危険性の検証こそが、本稿の課題である。

なお、会社は、事業（ヒトの生活を豊かにするモノとサービスの創出に役立つもの）を行なうためのもので、事業目的としない、単なる集金機構として利用されるべきものではないことも、心にとめておく必要があるようと思われる。

基本的に人間性（誘惑に弱い）に対する洞察（注1）、現実に存在する多様な利害関係（者）に関する的確な認識、健全な経済社会形成への強い意欲、公正という視点等の欠落があり、規制緩和（柔軟化）といったキヤツチコピードに振り回されているという印象をもつ。

（注1）あらゆる局面で公正の原理に則って自らを律することができるヒトは少なく（いわゆる企業人・経済人がない）、かつ、自由を束縛されることを厭う本性があるから、その規制緩和による濫用を防止するためには、何らかのエンフォース（強制的実現）のための仕組み（少なくともソフトロー）が必要と考えられる。会社法は、このことについて十分な配慮は払っていない。せいぜい、略式組織再編の場合の

差止め（七八四条二項等）が、規制緩和に対する対応措置の新設に該当することになると考へられる。

会社法は、金儲け（自己の利益）のためなら、何をやつてもよいといふ思想の拡大・蔓延を助長するおそれを持たむ（その思想の發揮のための仕組みを十分な歯止めなく用意した）もののように思われる。私は必ずしも国粹主義者ではないが、二十世紀における日本国民の精神的な荒廃が助長されることを危惧する。

たとえば、規制緩和（柔軟化）は、繰り返し指摘するとおり、会社法のキヤツチフレーズであるが、それは事前規制を緩めることを意味する。事前規制が硬直なものになり勝ちなことは明らかであるから、相当の範囲でその政策を採用すること

拡大している。

それも、事実上の節度が確保されているという社会状況であればよいが、法で禁止されていなければ、自由にできる、ヒトの価値は稼ぐ力が基準だという思想の支配が、社会全体に拡大しているように見える。

規制を緩和するのが相当である範囲については、それによる効用（二一）と弊害（濫用の危険）とを考慮して慎重に検討すべきである。他方、濫用の効果的な防止策を設けるという配慮も忘れてはならない（前掲注1参照）。つまり、相当のきめこまかさが必要である。ここに、会社法の大きな問題点がある。

二 理念の整理と体系化

（1）理念の整理

会社法は、条文の極めて多い法律である。単行法としては、有数のものである（それに加えて、法律を補完する政省令がある）。およそ法律の条文は、体系化されなければならぬが、条文が多くなればなるほど、そのことへの配慮は重要である。体系化というのは、基本的な考え方（理念）があり、それにに基づいて矛盾なく、理解しやすいように整理し、組み立てることであると考え

られる。

もちろん、繰り返し述べているように指導理念は、一つとは限らないが、法で禁止されていなければ、自由にできる、ヒトの価値は稼ぐ力がある（局面によつても差がある）。しかし、理念自体に相克が見られることもある（局面によつても差がある）。その場合には、それを止揚（統合）する考え方（バランスのとり方）がある（明らかに矛盾しない）ものもある（局面によつても差がある）。その場合には、それを止揚（統合）する考え方（バランスのとり方）が統一的な（明らかに矛盾しない）ものになることは、避けられない。

が不完全であれば、条文の内容に混乱が生ずるおそれがある。その理念の整理が十分行われていることを前提にして、立法技術上も、条文の構成が論理的かつ理解しやすくすることが要請される。

ここで、体系的な整理の表れとしての会社法の編成について、おおまかに検討をしておくこととする。会社法は、一編総則に始まり、二編株式会社、三編持分会社、四編社債、五編組織変更・合併・会社分割・株式交換・株式移転、六編外国会社、七編雑則、八編罰則で終わる八編構成である。二編株式会社、三編持分

所的なニーズを検証なしに一般化するという会社法の立案態度が問題が必要である。これに関しては、局

会社、六編外国会社の各編は、その類型の会社のみにに関するものである。それ以外の編においては、各種類の会社に共通のものとある種類の会社にのみ適用される規定とが混在する。

もつとも、それらの編と二編・三編の規定との調整は、必ずしも統一的ではない。たとえば、新株予約権付社債は、株式会社に特有のものではあるが、これは四編社債ではなく、二編中の新株予約権に関する規定の中で扱われている。同じ株式会社に特有の新株発行や株主総会の瑕疵に関する訴訟、持分会社の設立取消訴訟などは、二編や三編における該当制度の一環とはせず、七編雜則中の二章訴訟において、規定されている。株式移転も、株式会社のみの制度であるが、二編ではなく五編で扱われている。

このような編別の整理の適否、個々の条文の配置はどうかについて、考えてみる。

①一編総則と二編株式会社の編別については、問題ない。冒頭に会社法制の総則とすべき規定を置くのは、当然である。しかし、商法総則と切り離して会社についてのみ、あえて同趣旨の規定を重ねて設ける意

味がどこに認められるのか、営利社団性に関する規定（改正前商法五二条二項・改正前民法三五条）が無くなる。なったことが、会社の性格（特にその目的）について何らかの影響をもつのかは、前者は主に立法政策の問題として、後者は平成一八年改正民法三三条二項の「営利事業を営むことを目的とする法人」という文言との関連も含めて検討されるべきである。

たとえば、会社は、営利を目的として設立されるものであるとしても、それと並べて社会的責任につながるような目的（利益をすべて社員に還元するものでないこと）を副次的に定款上定めるようなことは許されないので（伝統的な登記実務はこれを許していない）、という問題はありそうである。

会社法制定前の商法の定めとは異なり、最も重要な会社形態である株式会社についての規定を他の会社形態に先立つて規定することは、合理的なものと考えられる。

有限会社を株式会社に統合する立法政策（有限会社法の廃止に伴う経過措置については、議論があり得る）についても、そのこと自体は政策として肯定できないわけではない

い。しかし、その統合の目的は、これまで実態としては同じであつた有限会社（大規模会社を除く）に関する法規整と中小の株式会社の法規整に差があつて、それが必ずしも実態に即したものでないため守られず、法規制の形骸化が無視できない状況になってきたことは正手段として考えられてきたし、専らその理由によつてのみ正当化できるものである。

もともとの「株式会社らしい株式会社」に関する規制を有限会社並みのものにするための手段ではないことはもちろんだし、簡単にどちらかに合わせるということであつてもならない。その実態に即した規整の探究が必要である。

上場会社を典型とする大規模開放会社と有限会社形態を選択・採用するものが相当と考えられる小規模閉鎖会社とでは、その閉鎖性と規模に応じて、その規整のあり方が異なる（注2）。特にその規整の方法論については、大いに問題がある。その点については、改めて詳述することにしたい。

つまり、会社法の体系化に当たつて、分かりやすく、かつ、利用しやすい立法にするためには、会社の類型化が適切に行われる必要があるが、その点の配慮・検討が欠けていた。これは、株式会社についてのみならず、持分会社と総称される類型についても、共通である。

（注2）本稿では、株式に流動性がある株式会社を開放会社といい、株式に流動性が認められない会社を閉鎖会社と

いうことにする。これは、会社法の公開会社（二条五号）、公開会社でない会社の用法とは異なる。閉鎖的な会社は、定款に株式譲渡制限の定めがあるかどうかではなく、事実として株式に流動性があるかどうかによって定まる。後記五の株式会社の特質（神田分析による）は、大規模開放会社のみ典型的に当てはまる。

会社法は、規模の基準を重視していないが、旧商法特例法によつて導入されたこの基準は、社会的影響の大きさを測るためのものである。これが大きければ、厳重な規整をすることによって、当該会社が社会に害毒を流すことないように配慮すべきことは当然である。これに対し、小規模な会社については、費用対効果という観点からの考慮が要請される。

は、ここでは問題にしない。しかし、これと社員無限責任の会社類型である合名会社・合資会社とをひとくくりにして、持分会社という会社類型を設定した体系的整理の正当性を根拠づけるものではない（実際的な影響という面では、株式会社法制のほうが圧倒的に大きいが、法律的・体系的には、持分会社について、より問題がある）。

そもそも、会社の種類については、定義規定の二条一号において、株式会社のほか、合名会社・合資会社・合同会社だけが掲げられている。持分会社は、三編の最初の条文の五七五条のカツコでこれらの会社を「（以下「持分会社」と総称する）といきなり出てくるという奇妙なものである。

何を基準として一つの類型とされたものかは、判然としない（業務執行権を社員がもつことを基準にしたのではないかという推測はできるが、この基準のみで株式会社と同列の会社類型とすることは、およそ適当ではない）。持分会社については、会社の類型化の一環の問題として、改めて検討する。

③改正前商法においては、株式会社法制の一環として規定されていた

社債の制度は、会社法では四編として、別に規定されている。社債制度を株式会社以外の会社にも、開放しようとする趣旨と考えられる。その際には、会社法において社債法制を定める趣旨が問題と考えられる。

会社法は、社債につき、この法律により発行し償還する会社債務という定義規定を設けている（二条二三号）。これは、実質的には社債の性格については、何も定めておらず、専ら会社法の手続によって発行するかどうかという発行会社の意思によって定まることになる。社債制度について会社法が定める例は、少ないといわれるが、一般の会社の債務（借入金）と区別して、特に社債についてのみ規定する趣旨が問われなければならない。会社法の規定からいえば、社債管理者の制度と社債権者集会の制度の適用の要否の問題と考えられるところ、その適用が意味がないかという推測はできるが、十分検討することなく、適用範囲をやみくもに拡大すべきではない。

社債は、株式と並んで株式会社の一般的な公衆からの資金調達手段として意味をもつものであるから（社債管理者は、そのような社債権者保護のため、社債権者集会は、集団的

債権処理の便宜のためのものである）、会社法制に取り込まれたものである。旧法下では有価証券に表章されるという特質をもっていたが、会社法下では、社債券の発行は原則ではない。

しかし、譲渡制限のない株式と同程度の流動性は確保されるようになる（譲渡制限に関する定めの余地はなさそうである。会社法六七六条・六八一条、施行規則一六二条・一六六条）。このような社債の利用を債権者保護のためのシステムが株式会社に比べて格段に劣る合同会社・合名会社・合資会社に開放する必要があつたとは、思われない。

④組織変更と組織再編（合併・会社分割・株式交換・株式移転）に関する五編の定めは、問題だらけといつてよい。持分会社を株式会社と同じレベルの会社類型としてコミで定めをしたこと（前記②）、実体規定と手続規定の分離（規定が割れている）、横断的な手続規定の構成をしながら個別規定が紛れ込み、他方で重複する規定が多い。株式会社のみ適用される株式移転が、ここで規定されているということもある（編名からいって、ここに規定するほかなかつたわけでもない）。とも

かく分かりにくい。会社法の問題点が集約されているような編である。
⑤六編外国会社、八編罰則も、その編別に問題はない。会社法の構成からすれば、独立の編にするほかない。七編難則も、共通規定と会社の種類ごとの個別規定とが混在しているということはあり、事後救済の要である訴訟が難則なのかという思いもするが、会社訴訟や会社の登記に関し、まとめて規定することによつて理解しやすくなつてているように思われる。

三 規制緩和の意味

(1) 規制緩和・定款自治の拡大と社会的コスト増大への危惧
規制の緩和は、これまで弊害を生むおそれがあるとして、一般的に許されないとされていてことについて、その禁止なし規制を止めることが、よい結果をもたらすことのほうとした政策判断に基づくということが

できる。

しかし、その弊害としては、社会的な不公正（弱者・少数者への圧迫）を生じさせる可能性を見逃してはならない（たとえば、簡易事業譲渡・簡易組織再編については、反対株主の保護の制度はないに等しい）。そのことによる直接の被害の問題だけでなく、その修復には、社会的コストがかかる。また、会社の類型を明確にせず、定款自治に委ねた結果として、会社の設計に余計な手間がかかる。一定の類型を設定した上で、所要の調整を図る余地を認めるかどうかは、極めて疑わしい（注3）。

（注3）比ゆとしていえば、タバコの販売を野放しにした場合、それによる税収は、国家財政に寄与するとしても、他方では、成人病の危険因子（受動喫煙の害も含む）として保健福祉医療に関する社会コストの負担を増大させるという問題が生ずる。

(2) 弊害とのバランス

その弊害が生じたときの後始末は、事後救済ということになる。しかし、これが会社法の世界では、既成事実の重み（それを覆すことの影

響の大きさ）のため、機能するのが極めて難しい。大規模な企業再編は、その適例である。瑕疵ある組織再編行為たとえば株式移転に引き続いで別の組織再編行為たとえば株式交換・合併等が行われたとか、完全子会社が新株発行したとかで、別に新しい株主の出現等の新しい利害関係が生じた場合には、その原状回復にはどうにも無理がある。

このことを認識し、その対策（一律の事前規制が適当でないとすれば、事前の個別救済たとえば差止め規制）を講ずることが、重要である。事後救済が十分でない状況での規制緩和は、力の論理（既成事実を作れば勝ちという観念）の横行をもたらすことになる（ソフトローの役割が問わされることになり、法律上の制裁以外の社会的制裁による後ろ盾があるかどうかも、問題である）。事後救済の典型は、損害賠償であるが、米国のようにこれが強力に機能する国（三倍賠償といった制度がある）と日本とは、基礎条件が異なる（米国では、集団訴訟やインジャパンクションリ差止めの制度も整備されている）。そもそも、日本の社会は、国際的な比較においても、責任

追及の重要性についての感覚に欠けたところがあり、その機能の發揮には、特段の配慮の必要があるようと思われる（注4）。

（注4）日本には、責任を厳格に追及することを潔いものとしない風潮がある。中国や韓国といった近隣諸国とも異なる。外国との文化摩擦の一因でもある。熱しやすく冷めやすい（必ずしも理性的・合理的なものではないという傾向がある）。これは、美点でもあるが、相身互いという共同体意識にも、支えられている面がある。しかし、自己責任が強調される近時の状況下では、責任のあり方・とらせ方という問題について考え方直してみる必要がある。

たとえば、多くの規制緩和の代償として、会社法は、少數株主の保護のため、株式買取請求権（経済的代償の確保）を錦の御旗にしていくよう思われる。しかし、経済的補償のみで財産権を自由に収用することが許されるべきでないことは、公用取用の局面で自明のこととされる（これを正当化する公共の利益が必要とされている）。その補償を適正なものとする措置が十分講じられているかどうかも問題である（後述）。

株式は集団的な権利関係であつて、最大多数の最大幸福という理念もあり、同じ集団的権利関係である区分所有権と全く同列には扱えない比較多数決（単純な特別決議）で押し切れるほどの違いがあるとは、思われない。

多数決（定款変更を含む株主総会決議）による株主の締出しについて、それを何と考えるのか（それは、基本的には多数株主の私的利息の実現のためというほかない）。また、そのための手続をどうするのか（多数の利益のために少数者の利益を犠牲にする場合の多数決の要件等、ゴネ得を許さないことも大切）。その際の補償は、いかにあるべきか（将来的のシナジーなど容易に確定できるものでないことは、将来の株式価値の変動について確定的な予測ができるないと同じである）。

また、その適正な補償を現実に保するための手続は整備されているか（現行の裁判所の非訟事件の手続が、特に零細な株主にとってその権利確保のために十分な機能を果たせないものであることは、周知の事実である）が、問われなければならない

い。

(3) してはいけないことの限界

そして、規制緩和が禁止された事項について許容範囲を拡大するものである以上、何をすることができ、何をしてはならないかについて、明確な定めをするということは、相反する本質をもつ、という認識が必要である。今回の立法には、この認識が欠けているようである。

すなわち、規制緩和は、グレーゾーンの拡大を意味する。それは、厳重な規制によって、弊害の発生を予防していたものについて、それが本来許容されるべきものまで抑える結果になるとして、自由な行動の範囲を広げるものである。その行動がすべて社会的には認められることを保証するものではない。

そのように許容範囲が広がった場合の許容限度を明確にすることは、極めて困難である。それは、事後救済を重視する考え方（少なくとも事後の救済が必要な事態がこれまでよりも多くなることは、覚悟しているはずである）とも矛盾する。そもそも、人智には限界があつて、事前にその規制の下で行われる行動のすべてを予測することは、不可能といつてよい。

まして、会社法の制定過程とその結果をみれば、その検討が極めて不十分なものであつたことは、歴然としている。たとえば、いわゆる黄金株の利用には法律上は何らの制限もないが、その利用が許されるべき局面は、限定される。

それにもかかわらず、立案担当者

は、会社法では、何ができるか何ができるかをできるだけ明らかにしたとし、それを目指したらしい規定も、多く見受けられる。その一例は、定款の記載事項に関する二九条の規定である。そこでは「この法律の規定により定款の定めがなければ、その効力を生じない事項」と定められている。

つまり、定款に定めなければ効力を生じない、いわゆる相対的記載事項は、会社法で書き切ることを予定していたようである。しかし、以前から広く行われてきた、総会議決権行使の代理人資格の制限や配当請求権の除斥期間に関する定めについても、会社法上カバーしていない。同様である。

そして、なまじ中途半端に余計なおかしな規定を置いたため（株主平等原則に関する一〇九条の規定も、

明らかに本質的考察を欠いたもので、おかしい）、関連する規定の趣旨の解釈について制約が生じ、不都合が起ころう。

種類株式の内容の変更に関する要件と反対株主の救済策との関係が、その適例である。

この点は、改めて具体的に詳しく論ずることにする。

(4) ガバナンス・ファイナンス・リオーガニゼーション三者の関係

ファイナンス（企業金融）、リオーガニゼーション（組織・事業再編）の緩和とガバナンス（企業統治）の確立との関係も、十分整理されていない。ファイナンスやリオーガニゼーションに関する規制の緩和は、それをする会社のガバナンスの体制が確立していることによつて、支えられることを認識すべきである。それとともに、何がファイナンス関連事項であり、何がガバナンス関連事項であるか、を整理して考える必要がある。種類株式の多くと金と組み合わされないもの）とかか、さらに新株予約権（社債や借入金と組み合わされないもの）とかのであり、安易に株式関連だからファイナンスと即断（思考停止）してしまうはならない。したがつて、そう簡単に引つくるめて緩和の方向を容認

すべきではない。これは、前述の社債についての扱いの問題点とも関連する。

前述のとおり、リオーガニゼーションと会社の類型との関係も、全く整理されていない（会社法五編の問題点）。リオーガニゼーションは、ファイナンスの一環という性質をもつとともに、ガバナンスのあり方の変更をも伴うことを見落としてはならない。その認識に立つた整理が欠けている。これは、企業結合法が欠けている。これは、企業結合法の欠如という大きな問題点につながるものである。

定款自治についていえば、会社の内部的事項については、ある程度大幅に許容してよいという考え方がある。特に閉鎖的な会社については、十分考慮に値する。しかし、その定款設定の要件が問題である。内部事項が外部者に影響することも多い（特にガバナンスの問題）。ガバナンスの適正確保に関する事項は、安易に定款自治に委ねるべきではない。これに関しては、特に規模の基準による社会的影響を考慮すべきである。新たに株主になる者は、定款の定めを承認して入つてくる内部者だと考えることにも、問題がある。

四 会社類型の整理（その一）——株式会社への統合

会社法の体系的整理が不十分であることの表れとしてまず指摘すべき点は、会社法が有限会社を株式会社に統合したことに関連するものである。つまり、最重要な会社形態とされる株式会社の原型（基本型）として、なにを想定し、それをどう整理するかについての考え方が、混乱している。

その典型は、株式の譲渡性に関する原則と機関構成の原則との違い違いである（株式に関しては、公開会社が原則なのに、機関構成は非公開会社が原則である。後述）。そもそも、定款による株式の譲渡制限というマルクマールがどのような会社の特質を表わすものか、それを基準にすることが類型化の基準として、必要かつ十分なものかという吟味の過程がみえない。

株式会社という制度が重要であるのであれば、戦略的思考として、そのブランドを確立するための措置を講ずるべきである。少なくとも、その価値を毀損しないように配慮すべきであるが、その点において、多大な疑問がある。

有限会社を株式会社に統合したことは、法の実質化（形骸化防止）のための政策判断として許容するとしても、会社の実体としては、上場会社を典型とする大規模開放会社、その予備軍としての中（小）会社、おそよ株式公開など考えない閉鎖的な中小会社（家業・同族会社）、さらに企業集団に組み込まれた閉鎖的大会社、上場を嫌う閉鎖的大会社（注5）等の類型があり得る。その類型によって規制（規整）のあり方は異なる。それを全面的に会社の自治に委ねるのは、論理の逆転である（株式譲渡制限自体が会社の意思によるが、その意思決定の要件も問題である）。

（注5）公開市場での資本調達をしない閉鎖的大規模会社としては、サントリ、竹中工務店等が思い浮かぶが、そのほか、近時は上場会社がMBO（マネージメントバイアウト。経営者による企業買収）によってゴーイングプライベートとされる例も多い。これには、再上場を目指すものもあるが、そうでないものもあるようである。上場予備軍（上場を目指す）の中小株式会社には、ベンチャーキャピタルが資本参加した企業も含まれる。また、かつてのコクドのように傘下のグループ会社は、資本市場から資金を調達する

開放（公開）会社であるが、自らは閉鎖会社として、有限証券報告書提出会社でもないという場合も存在し得る。いろいろの類型を想定して検討すべきであった。

たとえば、定款自治の扱いなどは、全く異なるはずである（たとえば、判断力と交渉力をもつベンチャーキャピタルが参加する場合だから許されるという判断をすべき場合もあるし、無機能株主の多い上場会社のような場合にはおよそ許されるべきでないということもある）。機関設計については、改めて詳しく触るとおり、およそ実際には選択の余地がない組み合わせが法律の上では可能とされ、検討に余計な手間がかかる。会社を設立しようとする中小企業者が困惑している（専門家の手を煩わざるを得ない）ということもあるようである。

株式会社法制を構築するに当たつては、まず株式会社の本質を的確に認識することが不可欠である。その認識の上に、（長所を伸ばし、短所を補う）制度構築の作業をすべきこの公開会社においてさえも、取締役会を設置する旨の定款の定めが、要求されている（同条二項）。

株式会社の設置が義務付けられる（二二七条）。譲渡制限をするには、特に定款の定めが必要である（二条一七号）。定款にその定めをしない限りは、公開会社（二条五号）である。公開会社については、取締役会の設置が義務付けられ

ている（三三七条一項一号）。それにもかかわらず、株式会社の原則的な機関設定としては、取締役会があるものとしていない（三三六条一項）。それに加えておかしなことに、この公開会社においてさえも、取締役会を設置する旨の定款の定めが、要求されている（同条二項）。

さらに二九五条一項は、株主総会は、株式会社に関する一切の事項について決議することができるという原則を定める。しかし、その二項で

は、取締役会設置会社では、法律上の総会権限事項および定款で定めた事項についてのみ、決議することができると定めている。定款で特段の定めをしない株式会社は、取締役会設置が原則である。非公開会社であつても、取締役会を設置することができる。二九五条一項が、およそ株主総会（すべての株式会社）を通じた権限と表現していることのおかしさである（同項の株式会社は、実は取締役設置会社以外の株式会社に過ぎない）（注6）。

（注6）これと同じ範囲の会社を意味する「取締役会設置会社以外の株式会社」という表現は、たとえば二九九条

一項で用いられている。同項では、公開会社でない株式会社という表現も用いられている。取締役会設置会社以外の株式会社は、公開会社でない株式会社よりさらに限定されたものである。

会社法における株式会社に関する表現とその範囲の限定の仕方は、およそ恣意的なもののように思われる。このように限定している場合（三〇五条二項には公開会社でない取締役会設置会社という用語例もある）もあれば、実質は限定されているのに株式会社としている本文で述べた二九五条のようないいふところがある。

株式会社法制に関する体系的整理

日本においては、有限会社のほう

が株式会社よりも多い。この状況は、会社法によって株式会社に一本化された後でも変わらないであろう。そ

の状況を考慮して、機関設計の原型を有限会社型にしたというのが、立案担当者の言である。

しかし、現実の会社法の条文は、実際に会社制度を利用する者に分かれやすいものには、なっていない。つまり、実務の現場においては、当該会社に適用される条文がどこにあるか、つまり適用される条文とその定める事項が明確であることが、重要なである。その類型化を混乱状況においており、規定も整理されていないというのが、会社法の現状である。

これも、会社法の分岐にくさの一因であることは、否定できない。

日本においては、有限会社のほう

が株式会社よりも多い。この状況は、

会社法によって株式会社に一本化さ

れた後でも変わらないであろう。そ

の状況を考慮して、機関設計の原型を有限会社型にしたというのが、立

案担当者の言である。

しかし、現実の会社法の条文は、

実際に会社制度を利用する者に分か

れやすいものには、なっていない。

つまり、実務の現場においては、当

該会社に適用される条文がどこにあ

るか、つまり適用される条文とその

定める事項が明確であることが、重

要なのである。その類型化を混乱状

況においており、規定も整理されて

いないのが、会社法の現状である。

株式会社法の現状である。

（注6）会社法の現状である。

（注7）会社法の現状である。

（注8）会社法の現状である。

（注9）会社法の現状である。

（注10）会社法の現状である。

（注11）会社法の現状である。

（注12）会社法の現状である。

（注13）会社法の現状である。

（注14）会社法の現状である。

（注15）会社法の現状である。

（注16）会社法の現状である。

（注17）会社法の現状である。

（注18）会社法の現状である。

（注19）会社法の現状である。

（注20）会社法の現状である。

（注21）会社法の現状である。

（注22）会社法の現状である。

（注23）会社法の現状である。

（注24）会社法の現状である。

（注25）会社法の現状である。

（注26）会社法の現状である。

（注27）会社法の現状である。

（注28）会社法の現状である。

（注29）会社法の現状である。

（注30）会社法の現状である。

（注31）会社法の現状である。

（注32）会社法の現状である。

（注33）会社法の現状である。

（注34）会社法の現状である。

（注35）会社法の現状である。

（注36）会社法の現状である。

（注37）会社法の現状である。

（注38）会社法の現状である。

（注39）会社法の現状である。

（注40）会社法の現状である。

（注41）会社法の現状である。

（注42）会社法の現状である。

（注43）会社法の現状である。

（注44）会社法の現状である。

（注45）会社法の現状である。

（注46）会社法の現状である。

（注47）会社法の現状である。

（注48）会社法の現状である。

（注49）会社法の現状である。

（注50）会社法の現状である。

（注51）会社法の現状である。

（注52）会社法の現状である。

（注53）会社法の現状である。

（注54）会社法の現状である。

（注55）会社法の現状である。

（注56）会社法の現状である。

（注57）会社法の現状である。

（注58）会社法の現状である。

（注59）会社法の現状である。

（注60）会社法の現状である。

（注61）会社法の現状である。

（注62）会社法の現状である。

（注63）会社法の現状である。

（注64）会社法の現状である。

（注65）会社法の現状である。

（注66）会社法の現状である。

（注67）会社法の現状である。

（注68）会社法の現状である。

（注69）会社法の現状である。

（注70）会社法の現状である。

（注71）会社法の現状である。

（注72）会社法の現状である。

（注73）会社法の現状である。

（注74）会社法の現状である。

（注75）会社法の現状である。

（注76）会社法の現状である。

（注77）会社法の現状である。

（注78）会社法の現状である。

（注79）会社法の現状である。

（注80）会社法の現状である。

（注81）会社法の現状である。

（注82）会社法の現状である。

（注83）会社法の現状である。

（注84）会社法の現状である。

（注85）会社法の現状である。

（注86）会社法の現状である。

（注87）会社法の現状である。

（注88）会社法の現状である。

（注89）会社法の現状である。

（注90）会社法の現状である。

（注91）会社法の現状である。

（注92）会社法の現状である。

（注93）会社法の現状である。

（注94）会社法の現状である。

（注95）会社法の現状である。

（注96）会社法の現状である。

（注97）会社法の現状である。

（注98）会社法の現状である。

（注99）会社法の現状である。

（注100）会社法の現状である。

（注101）会社法の現状である。

（注102）会社法の現状である。

（注103）会社法の現状である。

（注104）会社法の現状である。

（注105）会社法の現状である。

（注106）会社法の現状である。

（注107）会社法の現状である。

（注108）会社法の現状である。

（注109）会社法の現状である。

（注110）会社法の現状である。

（注111）会社法の現状である。

（注112）会社法の現状である。

（注113）会社法の現状である。

（注114）会社法の現状である。

（注115）会社法の現状である。

（注116）会社法の現状である。

（注117）会社法の現状である。

（注118）会社法の現状である。

（注119）会社法の現状である。

（注120）会社法の現状である。

（注121）会社法の現状である。

（注122）会社法の現状である。

（注123）会社法の現状である。

（注124）会社法の現状である。

（注125）会社法の現状である。

（注126）会社法の現状である。

（注127）会社法の現状である。

（注128）会社法の現状である。

（注129）会社法の現状である。

（注130）会社法の現状である。

（注131）会社法の現状である。

（注132）会社法の現状である。

（注133）会社法の現状である。

（注134）会社法の現状である。

（注135）会社法の現状である。

（注136）会社法の現状である。

（注137）会社法の現状である。

（注138）会社法の現状である。

（注139）会社法の現状である。

（注140）会社法の現状である。

（注141）会社法の現状である。

（注142）会社法の現状である。

（注143）会社法の現状である。

（注144）会社法の現状である。

（注145）会社法の現状である。

（注146）会社法の現状である。

（注147）会社法の現状である。

（注148）会社法の現状である。

（注149）会社法の現状である。

（注150）会社法の現状である。

（注151）会社法の現状である。

（注152）会社法の現状である。

（注153）会社法の現状である。

（注154）会社法の現状である。

（注155）会社法の現状である。

（注156）会社法の現状である。

（注157）会社法の現状である。

（注158）会社法の現状である。

（注159）会社法の現状である。

（注160）会社法の現状である。

（注161）会社法の現状である。

（注162）会社法の現状である。

（注163）会社法の現状である。

（注164）会社法の現状である。

（注165）会社法の現状である。

（注166）会社法の現状である。

（注167）会社法の現状である。

（注168）会社法の現状である。

（注169）会社法の現状である。

（注170）会社法の現状である。

（注171）会社法の現状である。

（注172）会社法の現状である。

（注173）会社法の現状である。

（注174）会社法の現状である。

（注175）会社法の現状である。

（注176）会社法の現状である。

（注177）会社法の現状である。

（注178）会社法の現状である。

（注179）会社法の現状である。

（注180）会社法の現状である。

（注181）会社法の現状である。

（注182）会社法の現状である。

（注183）会社法の現状である。

（注186）会社法の現状である。

（注187）会社法の現状である。

（注188）会社法の現状である。

（注189）会社法の現状である。

（注190）会社法の現状である。

（注191）会社法の現状である。

（注192）会社法の現状である。

（注193）会社法の現状である。

（注194）会社法の現状である。

（注195）会社法の現状である。

（注196）会社法の現状である。

（注197）会社法の現状である。

（注198）会社法の現状である。

（注199）会社法の現状である。

（注200）会社法の現状である。

（注201）会社法の現状である。

（注202）会社法の現状である。

（注203

の指導原理とする考え方と結び付く（江頭憲治郎「株式会社法」（有斐閣）一九頁）。しかし、これに対しても、株主だけでなく、会社をめぐる多くのステークホルダー（利害関係者（債権者、従業員、消費者、地域住民等）の利益を考慮する必要があるとする説（企業の社会的責任論）も強く唱えられている。株主の地位の根拠は、会社の危険資本の負担者であることに求められる（会社債権者の権利が満足した後にのみ、その財産の配分を受けることができ、会社の業務遂行による損失をまずカバーすべき出資の負担者である。それだから、株主に会社の支配権行使させ、余剰価値を把握させることが相当とすることができる。

ところが、この原則が、会社法の下では、必ずしも明確ではない（特に資本・株主資本についての扱い）。この点について、詰めた検討をしておらず、安易に株主価値最大化論・株主主義論に基づく立法をしているようである。この議論に関する最近の文献としては、ロナルド・ドーア『誰のための会社にするか』（岩波新書）がある（その巻末に内外の参考文献が掲載されている）。

なお、私見では、会社の状況によって、会社はだれのものかは、変化する。通常の会社であれば、設立当初には、会社は、株主のものと考えてよい。しかし、その事業によっても異なる。社会的な公共財を事業の構成要素

とする場合には、簡単に株主のものとはいえない。たとえば、電波を用いる放送会社（水・空気はもちろん、社会的なインフラとされるものも程度の差はあるが、公共財の性格をもつ）。銀行やエネルギー関連等の認可業種も、社会的な責任があり、単純に株主の利益を最大化すればよいということはできない。

会社の成長に伴い、株主のほか、従業員、顧客その他の取引先、地域社会

債権者、特定の与信者つまり金融機関、買掛債務の債権者等は、取引である（この問題提起をするのが、上村達男『会社法改革』（岩波書店二〇〇二年）三八頁以下などと考へられる。流動するフローとしての株主像。そこでは具体的な株主ではなく、抽象的な投資者としての株主が重要だとされるようである）。パソコンにしがみついて株取引を繰り返す、いわゆるデイ・トレーダーは、会社法が想定する株主ではなかろう。しかし、その存在を否定することはできない。後で指摘するとおり、持株の保有期間が長い株主の議決権を最近株主になつた者のそれよりも優遇する余地を認める立法も、検討する余地があろう。

そもそも、会社法の原則では、会社の解散は、株主意思で決定できることになっているが、社会的に意味がある事業を営んでいる歴史のある会社について、その原則を貫徹できるかどうか（これを制約する理論や制度の構築ができるか）は、なお検討すべき課題である。特に、最近のように資本市場が暴力化している状況をみると、いわゆる企業防衛のあり方とも関連し、この

議論の整理は、喫緊の課題のように思われる。

さらに原則として株主が容易にその地位から離脱できること（⑤の特徴）も、③の特徴と相まって具体的な株主の権限行使をどこまで尊重すべきものかという疑問（たとえば、総会決議を免罪符にできるか）につながる。

その株主の流動化の極限が、上場会社等の資本市場と結び付いた会社である（この問題提起をするのが、上村達男『会社法改革』（岩波書店二〇〇二年）三八頁以下などと考へられる。流動するフローとしての

（同書二二頁）。

ここまで同教授の分析には、おむね異論はないが、現実の「会社法」が具体的に採用する方向を肯定すべきか、さらに実際の会社法の諸規定に問題があると見るか、見ないかでは、根本的に認識が異なる（そもそも、上述の株式会社の特質についての認識自体が会社法において明確にされているかが疑われる。その制度と制度改革についての問題点に

ナансのあり方が企業のパフォーマンスひいては国の経済に対する影響をもつという認識の出現であり、情報通信技術（Information Technology）の進展、各國大企業間の競争激化、資本市場の拡大である。会社法制定は、①ガバナンス（企業統治）、②ファイナンス（企業金融）、③リオーガニゼーション（企業組織再編）の三分野に分けることができ、会社法には、①ガバナンスについては多様化、②ファイナンスと③リオーガニゼーションについては、規制緩和の傾向がみられる、とする（同書二二頁）。

ここまでの同教授の分析には、おむね異論はないが、現実の「会社法」が具体的に採用する方向を肯定すべきか、さらに実際の会社法の諸規定に問題があると見るか、見ないかでは、根本的に認識が異なる（そもそも、上述の株式会社の特質についての認識自体が会社法において明確にされているかが疑われる。その制度と制度改革についての問題点に關する認識も、欠けているように思われる。それがきちんとされていれば、このような立法にはならなかつたのではないか）。

さらに神田教授の指摘では、近時の国際的な会社法制改正（変革）の激化の原動力は、コーポレートガバ

六 会社類型の整理（その二）—持 分会社という区分

持分会社という類型の設定も、その体系的な整理の意味は、明確ではない。会社の種類は、株式会社のほか、合名会社、合資会社、合同会社とされる（一条一号）。しかし、第三編の冒頭の五七五条一項において、いきなり合名会社・合資会社・合同会社を持分会社と総称するとして、これらに共通する規定を設け、その間の会社形態の変更は、組織変更ではなく、定款変更によつてすることにしている。

この会社類型としての統合の基準が何であるかは、明確ではないが（注8）、株式会社との共通の相違点から考へると、社員が業務執行権をもつこと（社員以外の業務執行者として取締役という機関がないこと、つまり所有と経営の分離が認める制度になつていないこと）つまりは内部関係において社団というより組合に近いことを基準としたように思われる。なお、その社員の地位を持分と呼ぶかどうかは、何ら実質的な意味をもたないものである（有限会社の社員の地位も、持分と呼ばれていた）。

(注8) 立法担当者の解説（相澤哲二）
 谷大輔「持分会社」商事法務一七四八号一一页によつても、あえて持分会社という区分を設けるべき説得的な理由は明確にされていない。法律関係の明確を図るというだけのことなら、何も特別の区分を設ける必要はない。準用を止めて共通規定にすることによって、当然に法律関係が明確になることは、以下に指摘するところからもいえない。むしろ、混迷を深めていることは、以下に指摘するところからも明らかである。共通規定にできるのなら、準用でも紛れはないはずだし、それをはつきりさせたいのなら、特別の会社区分を設けないでも、共通規定として規定することはできる。

また、合資会社については、従前は無限責任社員が業務執行権をもち、有限責任社員は、監視権をもつものという法制で、特段の不都合も指摘されていなかつたことはもちろん、それは基本的な建前として正しいものであった。それにもかかわらず、会社法は、合同会社と統合して持分会社という会社区分を設けるための辻褄合わせとしか考えられないけれども、合資会社の有限責任社員をその無限責任社員と同列に扱い、これにも原則として業務執行権限を認めることにしている。

持分会社という類型化についての件整備等につき大きな問題があるが、後で改めて検討することにする。

しかし、合同会社が株式会社と同じ社員有限责任の会社（会社財産のみを債務の引当てにする会社。資本会社・物的会社）であるのに対し、

合名会社と合資会社とは、社員の無限責任を基礎とする会社である。これは、決定的な差であり、これを会社の区分として一括するようなことは、許されるべきではない。なお、法人が無限責任社員となることを認めることに対応して、何らかの要否を検討すべきでもあった。

また、合資会社から合同会社への変更やその逆の変更を定款変更の手続だけでするのも、無理である。

このようない無理をあえました上、持分会社という会社の「総称」を用い、これがまたかも株式会社と同列の会社の種類であるかのような扱いをしていることが、特に組織変更や組織再編行為において、法制上收拾することができない（説明できない）混迷をもたらしている。